

考え方によっている。

ここでは、ビーレフェルト市の「シェルターのかわりに安定的な住居を（Wohnen statt Heimplatz）」プロジェクトを紹介したい。このプロジェクトは、1886年に設立されたドイツで最も古いホームレスのための入所施設（Haus Wihelmsdorf）の元入所者を対象に実施された¹⁰。施設定員を95人から69人に減らし、減らした26人分として、単身ホームレス用22部屋、2人用2部屋を市内3ヶ所に分散して用意した。このプロジェクトのねらいは、単身のホームレスに通常の住宅と補足的な社会的援助を提供することである。彼らは、通常の住宅では生活ができず、賃貸借契約の義務を果たすことができない人々とみなされ、住宅市場から排除されている人々であった。

プロジェクトの対象者として、社会統合の見込みが高い人々ではなく、深刻な社会的困難を伴った長期にホームレス状態を経験した男性が選ばれた。その理由の一つは、社会統合は、長期のホームレス状態の後も可能だということを示すためであった。対象者の大部分が健康状態の深刻なダメージを受けており、サポートスタッフは、男性の半数以上が何らかの依存症があるとアセスメントした。59歳以上が半数以上、ホームレス状態平均13年間であった。彼らの5分の1近くがこれまで自分自身のアパートに居住した経験がなかった。

シェルターの元入所者は、通常は無期限の賃貸借契約を結び、貸借人としての義務や金銭管理、健康管理、近隣とのコンタクトの取り方など、集中的なサポートを施設のソーシャルワーカーから受けた。

アパートに移って一年後、多くの者についてサポートのニーズが減り、半数の者は園芸や動物の世話、旅行、散歩を始めるなどより行動的になった。医療ケア、余暇や日課の組織化、役所への対処などについては、引き続きサポートが必要であったが、1人を除いて全員が、施設入所時より生活状況が改善したと回答した。

プロジェクトのアセスメントの結果、次のことが明らかとなっている。第一に、ホームレスのためのサポートサービスは、施設あるいは特殊な住宅の内部で行われなければならないことはない。第二に、ソーシャルワーカーによる支援を必要としていることは、通常の賃貸借契約を伴う住宅における生活から排除されることを意味しない。

Busch-Geertsemaは、ホームレス生活者扶助連邦協議体の調査結果より、ホームレスの8割以上が通常の住宅を希望していることから、ホームレスの希望を受け入れ、彼らの自己決定を尊重しなければならないと指摘している（Busch-Geertsema,2002）。

近年の住宅政策の動向に関しては、2001年9月13日、住宅建設法規改正法（Gesetz zur Reform des Wohnungsbaurechts）実施に伴い、住宅促進法（Wohnraumförderungsgesetz）は、社会賃貸住宅の目的集団として、「低所得世帯、子どもがいる世帯、単身世帯、妊婦がいる

¹⁰ 2000年9月に Haus Wihelmsdorf の運営主体であった民間支援団体ベートル Bethel を訪問した際、すでに施設は閉鎖され、市内3箇所に分散されたアパートでの支援が行われていた。

世帯、高齢者、障害者、ホームレスとその他援助を必要とする人々」を位置付けた（住宅促進法1条2項1）。

ホームレス生活者扶助連邦協議体は、ホームレスおよび他の低所得世帯が、社会住宅の目的集団として明確に取り上げられたことに対し肯定的な評価をしている（BAG-WH 2001 c）。しかし、2003年まで、現在ある210万戸の大部分が社会住宅の「拘束」が切れるにもかかわらず、社会住宅予算をみると、1997年から1999年の3年間で、170億1600万ユーロから109億7600万ユーロに削減されており、社会住宅に対する連邦予算の削減に対しては、懸念を示している。

(5) 滞納家賃肩代わり措置による予防施策

近年、ドイツでは、現にホームレス状態におかれている人々のための施策だけではなく、住居の喪失を未然に防ぐ施策に重点が置かれている。予防的措置として代表的な施策が、自治体による滞納家賃の肩代わり措置である。これは、社会扶助法の「特別な場合の生活扶助」（15a条）¹¹によって実施されている。「特別な場合の生活扶助」は、「前条までの規定では、生活扶助ができない場合でも、住居を確保し、または相当の窮状を除去するため妥当なときには、生活扶助を行なうことができる」（15a条1項1文）。これは、任意給付 *Kann-Leistung* であるが、1996年社会扶助改正法によって挿入された1項2文「それが妥当かつ必要であり、生活扶助を行わなければ住居を失うおそれがある時は、生活扶助を行うものとする」が当為規定 *Soll-Vorschrift* であることから、これが満たされる場合、社会扶助実施主体は、通例、給付を拒否できないとの解釈がなされている（Schellhorn/Jirasek/Seipp, 1997, Rz.4 zu § 15a）。

2項においては、住居の明渡しに関する訴えが裁判所に係属した場合、裁判所が管轄地域の社会扶助実施主体に通報することが明記されている。給付の内容としては、現在滞納している家賃だけでなく、将来の住宅費用（敷金や持ち家の分割支払い、修繕費用）やエネルギー供給に関わる費用（ガス、水道、電気）も肩代わりの対象となる（Schellhorn/Jirasek/Seipp, 1997, Rz.8 zu § 15a）。給付は、手当、あるいは貸し付けとして支給される。

¹¹ 「特別な場合の生活扶助」連邦社会扶助法 15a条

(1) 前条までの規定では生活扶助ができない場合でも、住居を確保しまたは相当の窮状を除去するため妥当なときには、生活扶助を行なうことができる。それが妥当かつ必要であり、生活扶助を行わなければ住居を失うおそれがある時は、生活扶助を行なうことを要する。扶助を求めている者に扶助費を交付したのでは目的に合致した使用が保障されない時には、第1文による扶助費は貸貸人又は他の受給資格者に支払うことを要する。この場合、金銭給付は手当として、または貸付として行なうことができる。

(2) 民法典第554条による賃貸借関係の解約告知の場合で住居明け渡しを求める訴えが裁判所に係属しているときには、裁判所は、第1項で定める任務についての配慮を求めるため、遅滞なく管轄地域社会扶助実施者又はその任務を受けた機関に下記の事項について通報する（略）。

（小川政亮『（資料）ドイツ連邦共和国連邦社会扶助法』総合社会福祉研究所、1999年。本文中で使用した条文訳は、原則として、小川氏の訳に則った）。

フレンスブルク市¹²のホームレス専門部局がまとめた年次報告書“Fachstelle für Wohnungslose-Zahlen Daten Fakten-”（2000年版）によると、住宅喪失の危険があるという通知（Mitteilungen）は901件にのぼったが、社会事務所のさまざまな介入によって、立ち退き訴訟234件、強制明渡しの決定（Angesetzte Zwangsräumungen）106件、そして実際に執行された明渡し（tatsächlich durchgeführte Zwangsräumungen）は54件にまで減少した。つまり、住宅喪失のおそれのある人の9割について、その危険を回避することに成功している。住宅喪失を未然に防ぐシステムが、家主、市専門部局、裁判所の連携のもとに構築されていることがわかる。15a条の活用は、他都市でも積極的に行われており、ベルリン州では、1999年段階で、6,614世帯に対し、1,846万マルク（一世帯平均約17万円）が支払われている（2000年9月、ベルリン州保健・社会局へのインタビューによる）。ドイツ都市会議の調査で、予防的な支援は、ホームレス状態に陥った後に要する費用の約7分の1程度で済むことが明らかとなっている（Lippert/Simon,1996）。

3. ドイツ連邦政府「貧困ならびに社会的排除と闘うナショナル・アクション・プラン」とホームレス

2000年12月に開催されたニースEUサミットを受け、EU加盟国は、「貧困ならびに社会的排除と闘うナショナル・アクション・プラン（2001年7月～2003年6月）」（以下、NAPとする）を2001年6月までに欧州委員会に提出することとなった。

ドイツにおける政策は、経済社会生活に対し行動的に参加する機会をすべての市民に与えることに焦点が当てられており、スローガンは、活性化 Activating とケアする福祉国家 caring welfare state である。

ホームレスの項では、ホームレスになる理由として、家賃滞納とドメスティック・バイオレンスの2つに言及している。家賃滞納に関しては、ホームレス状態を予防するために特に有効な法律として社会扶助法による自治体の家賃滞納の肩代わりが挙げられている。関連施策としては、2001年7月1日に改正された使用賃貸借法（Mietrecht）が紹介されている。使用賃貸借法改正の内容は、滞納のため立ち退き手続きが裁判所で始められた後支払わなければならない期間を1ヶ月から2ヶ月に延長するものである。

ドメスティック・バイオレンスに関しては、加害者を住宅から移動させ、それによって女性と子どもに住宅にとどまることを認める法制度が紹介されている（2002年1月1日改正予定）。

ホームレス化の予防施策について言及されているものの、連邦全体でのホームレスの量については全く触れられていない。また、最も深刻な生活問題を抱えている路上で生活し

¹² ドイツ最北端の都市。人口88,000人。ホームレス専門部局を有しており、70年代よりホームレス問題に対処してきた。フレンスブルクのホームレス対策は、庄谷怜子「社会福祉の日独比較」『社会福祉の国際比較』有斐閣、2000年においても紹介されている。

ている者に関する記述も欠落している。

各国がNAPをまとめた後、欧州委員会は、それらに対する評価をまとめた「社会的統合に関する共同報告 (Joint Report on Social Inclusion)」を、2001年12月14,15日、レーケン (ブリュッセル) サミットにて提出をしている。それによると、ドイツのNAPに対しては、プランの進行を測定することができるような数量化された目標およびモニタリング・メカニズムがより一層発展されるべきであると指摘されている (Joint Report on Social Inclusion :Part II 2001)。なお、同様の指摘を受けている加盟国は、ドイツだけではない。ホームレスについて数値を挙げて言及したのは一部の国にとどまっている。共同報告では、加盟国間で比較可能な指標の開発、データ収集の必要性について強調されている。

むすびにかえて

最後に、ドイツのホームレス支援政策の特徴を再度まとめておきたい。第一に、現にホームレス状態にある者に対し、匿名で申請書類なしで利用できる多様な敷居の低いサービスを提供することによって、生活状況のさらなる悪化を防止するだけでなく、これら諸サービスが通常の扶助システムへとつなぐ役割を果たしている。

第二に、現在のホームレス支援の課題は、施設収容から賃貸借契約を伴った通常の住宅に長期にわたっていかに住み続けるかに転換している。住宅獲得後のソーシャルワークの充実によって在宅生活を支援することは、費用効率化だけではなく、当事者のその後の精神的、肉体的ダメージの回復に対してより効果的であることが明らかとなっている。これらのサービスの成果は、滞納家賃の肩代わり措置などの予防施策とあわせて、実際にホームレス数の減少となって現れている。第三に、民間支援団体が諸サービスの提供を担っている。第四に、その際の財政支援が連邦社会扶助法を根拠法として実施されている。社会扶助法にほぼ相当する日本の生活保護制度は、ホームレス支援にあたって、年齢や稼働能力などの要件が問われる場合がほとんどである。まず、医療サービスやシェルターの充実など緊急的な施策を充実し、同時に賃貸借契約を伴う住宅での生活を支援し、住民としてどのように位置付けていくかという視点が問われるだろう。

ドイツのホームレス支援政策の成果は、ホームレス数の減少に着実に結びついているが、今日、社会住宅に関して連邦予算の削減が見られるなど、懸念すべき動向もみられる。

以上、ドイツのホームレスに対する制度的対応を素描してきた。ドイツにおいてホームレス状態が生み出される要因分析として、住宅政策、労働市場政策および貧困政策の検討は必要不可欠であり、今後の残された課題とする。

【参考文献】

- BAG-WH:Bundesarbeitsgemeinschaft Wohnungslosenhilfe 2000a : *Pressemitteilung*.
- BAG-WH (Hrsg.) 2000b : *Statistikbericht 1997 - 1998*, Bielefeld.
- BAG-WH 2001 : Reform des Wohnungsbaurechts, in: <http://www.bag-wohnungslosenhilfe.de>
- BAG-WH 2002 : *Zahl der Wohnungslosen in Deutschland*.
- Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung 2001 : *Lebenslagen in Deutschland, —Der erste Armuts- und Reichtumsbericht der Bundesregierung—*.
- Busch-Geertsema, Volker.[2002] When homeless people are allowed to decide by themselves. Rehousing homeless people in Germany, in: *European Journal of Social Work* , Vol.5, No.1.
- Council (Employment and Social Policy) 2001 : *Joint Report on Social Inclusion*.
- Deutscher Verein für öffentliche und private Fürsorge(Hrsg.) 1997 : *Fachlexikon der sozialen Arbeit*, 4.Aufl.
- Deutscher Städtetag 1987 : *Sicherung der Wohnungsversorgung in Wohnungsnotfällen und Verbesserung der Lebensbedingungen in sozialen Brennpunkten- Empfehlungen und Hinweise -*, Köln.
- Federal Republic of Germany 2001 : *National Action Plan to Combat Poverty and Social Exclusion (2001 –2003)* .
- Gillich, Stefan/Nieslony, Frank 2000 : *Armut und Wohnungslosigkeit*, Fortis, Köln.
- Lippert, Johannes/Simon, Titus 1996 : Wohnungslosenhilfe und Recht – zur Reform des Bundessozialhilfegesetzes–, in Simon, Titus (Hrsg.), *Standards in der Wohnungslosenhilfe: Ergebnisse einer bundesweiten Untersuchung*, VHS Verlag Sozialhilfe, Bielefeld.
- Schellhorn/Jirasek/Seipp 1997 : *Das Bundessozialhilfegesetz*, 15.Aufl., Luchterhand, Berlin.
- Ruhstrat., Ekke-Ulf 1991 : *Ohne Arbeit keine Wohnung, ohne Wohnung keine Arbeit*, VSH-Verlag Soziale Hilfe, Bielefeld.
- 武田公子 2002 : 「自治体扶助費問題と行政改革」、布川日佐史編著『雇用政策と公的扶助の交錯—日独比較：公的扶助における稼働能力の活用を中心に—』御茶の水書房。
- 中村健吾 2001 : 「ドイツにおける『家なし人』の現状と支援策 - ベルリン州を中心に -」、大阪市立大学経済学会編『経済学雑誌』第102巻第1号。
- 嵯峨嘉子 2002a : 「ドイツのホームレス対策 - 社会扶助法を中心に -」大阪市立大学経済学会編『経済学雑誌』第102巻第3・4号。
- 嵯峨嘉子 2002b : 「ホームレスと社会扶助」、布川日佐史編著『雇用政策と公的扶助の交錯

『日独比較：公的扶助における稼働能力の活用を中心に』 御茶の水書房。

第6章 「ナショナル・アクション・プラン」と ホームレス生活者支援策の将来

中村 健吾

ドイツ政府は2001年6月、他のEU加盟国と同様に、欧州委員会に対して「貧困ならびに社会的排除と闘うためのナショナル・アクション・プラン」(以下、NAPと略記)を提出した。また、ドイツ政府はNAPの作成と平行して、戦後初めての「貧富報告書」[Bundesregierung, 2001b]正式名称は「ドイツにおける生活状態」をまとめた。この「貧富報告書」の執筆過程には、本書にもしばしば登場してきたホームレス生活者扶助連邦協議体を含む約20のNPOと30名の研究者が助言者として関与している。そして、ドイツ政府のNAPは、手続きの面からみれば一応、この「貧富報告書」にもとづいている。

ドイツでは、労働行政は連邦雇用庁 Bundesanstalt für Arbeit のもとで中央集権的に運営されているが、連邦社会扶助法による社会福祉行政の実施主体は基本的には自治体である。したがって、連邦政府がNAPを作成したとしても、その内容はしばしば州や自治体のレベルで取り組まれている先進的な実例を紹介したり、それを補助金によって側面支援したりするといった次元にとどまらざるをえない場合が多い。とはいえ、ドイツのNAPにおいても、法律の改正を含む重要な制度改正が表明されている箇所がみられる。

以下では、ドイツのNAPについて、とくにホームレス生活者への支援にかかわる部分に焦点を絞りつつ紹介し、検討する。

1. 全般的な戦略

まずは、ドイツのNAPが掲げる「全般的な戦略」を簡単に紹介しよう。

ドイツがめざす目標として掲げられているのは、「経済的・社会的な出来事への市民たちの積極的な関与を可能にすること」である。ここには、欧州委員会によっても盛んに提唱されている政策の方向性が表れている。すなわち、すでに発生してしまった貧困に対して社会保険や公的扶助によって事後的に対処するよりは、社会の変化への適応能力を人々に与えることで、人々ができるかぎり独力で経済社会へ参入していけるように支援するという方向性である。NAPはこうした方向性を、「〔市民を〕活性化させ、同時に将来のための備えをする社会国家 ein aktivierender und zugleich vorsorgender Sozialstaat」と表現している[Bundesregierung, 2001a, S.1]。

したがって、「貧困と社会的排除は、可能なかぎり予防的な政策によって阻止されなければならない」。その際、予防的な政策としてNAPが重視しているのは、第1に、「知識社

会」と呼ばれるような経済と社会の急速な変化のなかで生じるチャンスを市民が享受することを保証するような教育政策と雇用政策であり、第2に、今日の社会の要求に応えるための人々の備えを高めるような社会的保護のシステムを構築することである。そうした社会の側からの新しい要求に独力では応えられない人々に対しても、自立できるような支援が提供されるべきであるという [ebd., S.1]。

かくして、NAP の重点的な対処領域としては次の4つが挙げられる。

- ①労働市場への統合と資格の付与
- ②職業と家庭との両立（とくに、女性においては子育てと就労との両立）
- ③「特別に危険にさらされているグループ」（長期の社会扶助受給者、十分な職業資格をもたない人、重度の障害者、移民など）への扶助
- ④「扶助の効果と合目的性の改善」 [ebd., S.2]

以上のような「全般的な戦略」からもすでに読み取れるように、社会的排除に対抗するためのドイツ政府のアプローチは「第1労働市場」への統合に重点をおいている。そのことは、「社会的な認知と人格としての自尊心は、われわれの社会においては労働生活への統合に左右される」 [ebd., S.2] という一文に表れている。「貧困のサイクルを絶対に生じさせてはならない」 [ebd., S.1] という強い言明も、公的扶助に依存する人々を「第1労働市場」への統合によって自立させなければならないというふう読み替えられよう。

2. ホームレス生活者への言及

NAP の中で明確にホームレス生活者への言及がみられる箇所は、第2章「排除のリスクを予防する」の b-2「住居の喪失」、ならびに第3章「社会的弱者のために行動する」の a-3「特別な社会的困難を抱える人々」の2箇所である。

まず前者の第2章においては、「住居の喪失」へいたる原因として、家賃の滞納と主に女性にかかわることであるが離婚のみが挙げられている。家賃の滞納への新たな対応策としては、2001年7月から施行された賃貸住宅法の改正 Mietrechtsreform が言及されている。これによって、家主が起こした立退訴訟の法的手続きが開始されたとしても、2カ月以内に滞納家賃を払いさえすればそのまま現在の住居に住むことができるようになった。福祉事務所はこの改正で、連邦社会扶助法 15a 条にもとづく滞納家賃の肩代わりをより効果的に実施することができるという。

また、女性や子供に対する男性の家庭内暴力に対しては、2002年1月に発効した「対暴力保護のための民事裁判法 zivilgerichtliches Gewaltschutzgesetz」を通して、暴力を加えた男性を住居から強制的に遠ざけ、暴力にあった女性と子供がそのまま現在の住居にとどまることができるような制度改正がなされた [ebd., S.31]。

ところで、本編の第3章でもみておいたように、ホームレス状態に陥った直接的な原因

として「家賃の滞納」を挙げる当事者が最も多いことは事実である。しかし、いくつかの調査が指摘しているように、家賃の滞納以外にも中毒の問題や生活習慣の問題がホームレス状態を誘発していることは明らかである。にもかかわらず、NAP はそうした複雑な問題圏には一切触れていない。

次に NAP の第3章でも、「特別な社会的困難」のひとつのケースとしてホームレス状態への言及がなされているが、政府の新しい措置としては、すでに本編第4章の第2節で述べておいたような連邦社会扶助法72条のための新施行規則が紹介されているにとどまる。そして、新施行規則の目的として、「扶助申請者のより強い関与とより大きな自己責任、ならびに施設への収容をとまなわないサービスの強化」が強調されている [ebd., S.37]。

3. ホームレス生活者にかかわるその他の措置

むろん、NAP の中には、もっぱらホームレス生活者にのみかかわるわけではないにしても、ホームレス生活者にも影響を与えるような、若干の新しいアプローチが提案されている。

第1に、本編第4章の第4節で紹介したような自治体レベルでの福祉事務所と職業安定所との連携強化を連邦政府としても支援するために、さしあたっては2001年から02年までの期限付き助成金として、「職業安定所と社会扶助実施主体との共同作業を改善するための革新的なモデル計画」(MoZArT) が実施されている。この MoZArT のもとで、年間3000万マルク(およそ18億円)の助成金を予定している。これによって、福祉事務所と職業安定所がそれぞれの手持ちの支援措置をより素早くかつ柔軟に実施できるようにしようというわけである [ebd., S.6]。

第2に、2002年1月に発効した「ジョブ・ローテーション Jobrotation」のための雇用促進法の改正を挙げなければならない。これは、職業上の再教育を受けるために一時的に休職する被雇用者に代わって失業者を雇おうとする企業に対し、助成金を支給するものである。言うまでもなく、再教育による就労能力の改善と失業の縮減とを同時に進めようという措置である [ebd., S.16]。

第3に、これも就労支援策に関連する措置であるがシュレーダー首相の提案にもとづいて政府・労働組合・使用者団体が参加しつつ行われている「雇用、職業教育、競争力のための同盟」において合意をみた、「職業資格が乏しい被雇用者と長期失業者の就労能力を発展させるためのモデル・プロジェクト」を挙げることができる。2005年まで試行されることになっているこのプロジェクトには2つのモデルがある。第1のそれは、マインツ市で先行的に実施されているため「マインツ・モデル」と呼ばれている。それは、失業者などが賃金の低い仕事やパートタイム労働に就くのを促進するために、被雇用者の社会保険料負担を軽減するというモデルである。これに加えて、家族や子供のいる被雇用者に対して

は育児手当への割増金も支給される。第2のモデルは、ザールブリュッケン市で広がっているため「ザールブリュッケン・モデル」と呼ばれているが、これは、資格に乏しい人や長期失業者を雇った雇用主に対して、社会保険料への補助金を支給しようとするものである [ebd., S.20]。ただし、このような措置には低賃金労働を促進する危険がともなっていることに留意しなければならない。

第4に、住宅市場の動向に関して、NAP は次の通りかなり楽観的な見方をしている。

「1990年代の半ば以来、ドイツの住宅事情は、住民の広範な階層が良好な住宅、あるいはきわめて良好な住宅を確保している状態に達した。所得水準の低い世帯も、居住コストの負担が高くなったとはいえ、全体としては良好な住宅を確保している。」 [ebd., S.21]

したがって、新たな住宅政策に関しては、住宅手当の改善と住宅建設法の改正とが述べられているにとどまる。ところが、ホームレス生活者扶助連邦協議体のような NPO の認識は、上記のような NAP のそれとはすこぶる異なっている。改正された住宅建設法の基本方針は、「社会住宅の建設から社会的な居住空間の促進へ」であり、つまりは、すでに十分に提供されたとみなされている社会住宅建設への連邦政府の予算を減らし、既存の住宅の質の改善をめざすことである。これに対して、ホームレス生活者扶助連邦協議体によれば、社会住宅の量は十分であるどころか、現存する210万戸の社会住宅のうちの多くが2003年までに通常の民間賃貸住宅に転換するため、手ごろな家賃の住宅が著しく不足する事態が近い将来に生じるといふ。このため、現在のところ年間にして4億6000万マルク（およそ280億円）の政府予算のみが社会住宅建設のために使われているが、ホームレス生活者扶助連邦協議体の試算によれば、本来なら約15億マルク（およそ900億円）が必要である [BAG-WH, 2001c]。

4. 言及されざる人々

最初に述べておいたように、全体としてみるなら、ドイツの NAP は「第1労働市場」への統合を通して社会的排除を克服するという戦略をとっている。このため、NAP には長期失業者一般を念頭においた「積極的な」労働市場政策の新機軸が多く列挙されている。しかも、そうした措置にはしばしば、その効果を事後的に検証しうるような具体性が備わっている。その意味で、NAP は長期失業の克服を重点的な政策目標に掲げるシュレーダー政権の意欲を十分に示していると言えよう。

これに対して、「特別な困難を抱える人々」への対策に関しては、NAP は抽象的な目標を語るだけで終わっている。ドイツのホームレス生活者が直面している中毒の問題、読み書き能力の問題、精神的な疾患の問題など、「第1労働市場」への統合の前に克服されなければならない一連の複雑な諸問題が、NAP においてはほとんど無視されている。そうした視野の限定のもとで「第1労働市場」への統合を強調することは、「第1労働市場」への就

労がきわめて困難であるホームレス生活者や路上生活者にとってみれば、「社会への統合を第1労働市場への統合に切り詰めてしまう危険性」[Nationale Armutkonferenz, 2001]をはらんでいると言わざるをえない。

布川日佐史らが強調しているように、「受動的・消極的・事後的雇用政策と呼ばれ、後回しにされ、軽視されがち」になっている生活保障のための金銭・サービス給付を充実することなくしては、「積極的」労働市場政策それ自体も実は十分な効果を発揮しえないであろう[布川, 2002, IV頁]。なぜなら、貧困状態に陥ることを防ぐセイフティネットが充実してこそ、自立的な労働生活への(再)参入を可能にする条件がようやく整うからであり、そのようなセイフティネットが縮小していくならば、労働社会への(再)参加が可能な層と、そのための条件がそもそも欠落したまま「自立」を強いられ続ける層とに社会が分断されかねないからである。「積極的」労働市場政策や「第1労働市場」への就労促進策は、そもそも「社会的排除」の克服策として考案されたものであるにもかかわらず、それらが生活扶助や就労扶助への代替案として一面的に強調されることで、本来の意図に反して「社会的排除」を促進する恐れがある。「積極的」労働市場政策と「消極的」生活保障措置、つまり「トランポリン」と「セイフティネット」は、両者が揃うことで効果を発揮するのであって、後者の一面的な強調は、公的扶助に依存したままそこから脱出できない階層を生み、前者の一面的な強調は、客観的な条件が欠落しているにもかかわらず就労を強要し、それが不可能な人々を社会から排除するという危険性をはらんでいる。ドイツ全体でいまだに2万4000人がいると推定され、「第1労働市場」への就労がさしあたっては困難な路上生活者への言及が、NAPにおいて欠落しているのは、象徴的な意味をもっているように思われる。

むろん、ホームレス生活者扶助の主たる担い手は連邦政府ではなく、自治体と民間福祉団体である。したがって、NAPに示されているような連邦政府の方針がただちにホームレス生活者扶助の実践に具体化されるなどということはありません。とはいえ、2001年にシュレーダー首相が「ドイツには働こうとしない怠け者がいる」という趣旨の発言をしたことは、ホームレス生活者扶助の担い手たちに大きな社会的圧力を加えることになった。本編の第2章で述べておいたように、第2次世界大戦直後の西ドイツでは、「あてのない徘徊」を繰り返す「非定住者」に対して公益労働への従事義務を課すアプローチがホームレス生活者支援のNPOにおいても主流をなしていたが、シュレーダー発言はまさに、時代精神を60年前の水準にまで引き戻すものである。もし仮にシュレーダー首相があからさまに語ったような認識がNAPの根底におかれているとするならば、NAPの実行は、ホームレス生活者や路上生活者に対して「働こうとせずに公的扶助に依存する怠け者」というレッテルを貼るような社会の側からの眼差しを助長する効果を有しかねない。NAPやEUの方針がこれからどのような変化をドイツのホームレス生活者扶助にもたらすことになるのか、注意深く見守っていかなければならない。

【参考文献】

- 布川日佐史（編著） 2002 : 『雇用政策と公的扶助の交錯—日独比較：公的扶助における稼働能力の活用を中心に—』 御茶の水書房。
- BAG-WH 2001c : Reform des Wohnungsbaurechts, in: <http://www.bag-wohnungslosenhilfe.de>
- Bundesregierung 2001a : Nationaler Aktionsplan zur Bekämpfung von Armut und sozialer Ausgrenzung, in: http://www.europa.eu.int/comm/employment-social/news/2001/jun/napsincl2001_en.html
- Bundesregierung 2001b : Lebenslagen in Deutschland: Der erste Armuts- und Reichtumsbericht der Bundesregierung, in: <http://www.bundesregierung.de>
- Nationale Armutkonferenz 2001 : Stellungnahme der Nationalen Armutkonferenz zum 1. Entwurf des Nationalen Aktionsplans "Soziale Integration" ,
(Bundesarbeitsgemeinschaft Wohnungslosenhilfe より入手)

V. フランス

第7章 社会保障研究における失業と社会的排除 ——1997 - 98年の失業者の集団行動からの考察——

都留 民子

1. 完全雇用の崩壊・大量の失業と社会保障

(1) 明確な雇用基準と労働者に平等な社会保障

フランスでは、1980年代以降の失業の顕著な増大は、誰も予期できなかった事態であった[Schnapper, 1994, p.13]。第2次大戦後から1975年までは「栄光の30年」といわれ、前年比で5%増という経済成長、そして「完全雇用」が維持されていた。もちろん「完全雇用制」のもとでも、資本制経済であるかぎり失業は克服できず2%程度の失業率はやむをえないものとされたが、失業は摩擦的かつ一時的な、すなわち次の雇用に至るまでの過渡的な状況とされていたし、実際にそうであった。また、完全雇用制の下での雇用モデルは無期限契約・フルタイム雇用とされていた。1954年では失業率（ILO定義の失業で、日本の完全失業率にあたる）は2%、労働力人口の63%を占める被用者・賃労働者 *salariés* の内95%が無期限契約・フルタイム雇用（正規雇用）であり、有期限雇用2%、無期限契約・パートは3%にすぎなく、高度成長が陰りを見せ始め、失業率が4%となった1975年でも労働力人口の79%の賃労働者内で正規雇用が91%であり、有期限雇用は2.5%、無期限契約・パートは6.3%であった[Commissariat général du Plan, 2000, p.32]。こうした雇用および失業状況が、戦後の新しい社会制度、とくに社会保障制度の前提状況・条件であり、実際、この土台のうえで諸制度・施策が実行されていた。これは、イギリスのベヴァリッジ、そしてフランスのラロックが第1に提言した点であり、彼らは何よりも「完全雇用実現のための十分な国家支出」と全労働者に対する全国一律最低賃金制が前提となって、全ての国民に社会保障給付が支給され、結果として前世紀的な扶助を廃止できると考えたのである[Murard, 1993, p.58]¹。

さて、フランスの社会保障（社会保険）制度²は、イギリスと異なり、「単一性」（唯一の運営・管理金庫という統一的制度）と、「普遍性」あるいは「一般化」（全てのリスクと全ての人々をカヴァーする制度）という原理は、既に責任領域を確固としていた共済組合の反対するところとなり実現されなかった。それぞれの共済制度が、社会保障制度へと発展しても民間労働者、公務員、農業従事者そして非農業自営者の制度が分立する結果となった。

¹ わが国の「福祉国家」論では、まがりなりにも社会保障、それも内容にかかわらず所得再分配の制度があれば「福祉国家」とみなすものもいるが、「福祉国家」そして社会保障の前提として「完全雇用制」と全国一律最低賃金制の重要性を見落としているのは不思議な研究状況である。

² フランスの社会保障制度とは社会保険であり、わが国の社会保障に相当するカテゴリーは社会保護とされる。このように位置づけられた理由および背景は[都留, 2000a, 69-76頁] 参照。

しかし、それでも労働者保障を見れば、単一の「一般制度」で対処され、わが国のような零細企業労働者の排除—保障の劣った制度（国民年金や国民健康保険）での対処という事態はなかった。そして、農業従事者および自営業者への社会保障制度のためには国庫の投入で統一的な保障水準も目指された。このように国民生活に不可欠な社会保障給付という位置づけによって、有期限雇用であっても労働者としての社会保障制度への加入は強制されてきた。パートタイマーについては1990年代に入り顕著に拡大したが（1998年で全労働者の17%が無期限パート、また有期限9%[Commissariat général du Plan, 2000,p.32]）、フランスのそれはフルタイマーとの均等待遇は確固としており、わが国のような「身分」ではなく、また、少なくとも90年代に半ばまでは「不安定雇用」とはみなされていなかった。もちろん、パートタイマーの労働者としての社会保険は強制であるし、社会保障未加入の労働は一貫して「ヤミ労働」として厳しい規制の下にある。

(2) 「雇用を剥奪された労働者」としての社会保障

さて、1980年代に入ると、失業、それも青年失業者、そして「長期失業」の顕著な増加によって、労働者への単一の制度加入・平等な保障は揺らぐかのように見えた。しかし、フランスでは労働者への均等保障は放棄されなかった。失業者を「雇用を剥奪された労働者」とみなしての、「一般制度」の疾病保険や家族手当のカヴァ、国庫補助の増額による失業保険の従前賃金置き換え率の引き上げ（経済・企業経営を理由とする解雇労働者へは90%）、保険給付期間の長期化（最大5年）、そして全額国庫による失業扶助（スティグマを回避するために扶助ではなく、正式には「連帯制度」と名称）の創設、さらに失業保険も失業扶助も受給できない（または、できなくなった）失業者には参入最低限所得（^{レミ}RMI）も創設されていった。このように、失業者生活の分厚いセーフティネット措置が諸領域で次々と着手されたのである[都留,2000a,76-142頁]。

社会保障制度とともに雇用政策も生活保障として見落とせない。1980年代には積極的な雇用政策である国庫補助雇用が拡大し、とくに自治体や公企業での失業者の直接雇用では、1980年代末には50万人（わが国の人口に換算すれば100万人）の就労者を数えるまでになった。しかも、国庫補助雇用の「受給者」には法定最低賃金（^{スミク}SMIC）以上の協約賃金と労働者社会保険が適用されるなど、労働契約ある、つまり労働者としての地位を与えた。現在では公的雇用の労働者は60万人を超え、労働契約期間は一般的に5年となり、実際、契約更新を重ねて10年以上補助雇用で就労している人もいる。補助雇用は一般雇用を確保させる「参入施策」と位置づけられたが、実際は雇用に向けたステップではなく状況の固定化という事態になっている。しかし、補助雇用は政策目標からはほど遠いが、「受給者」は実際に雇用だけでなく所得の（再）分配をされているのである[Damazière,1995,邦訳 122頁]。つまり、補助雇用諸施策は社会保障制度ではないが、生活保障制度の一角を占め、無視できない役割を果すようになっているのである。

(3) 「福祉国家」の強化

フランスでは全国民を対象とする生活保障という「福祉国家」は揺らいでおらず、むしろ労働市場に悪化・大量失業に対処するために「福祉国家」体制は強化されたのである。フランスの研究者たちにおいて、その著書に「福祉国家の危機」との表題を掲げたものは多いが、その内容をきちんと読めば、完全雇用が崩壊した中で、いかに「福祉国家」体制を維持させていくべきかと思案・腐心したものであることがわかる（もちろん個々の措置・手段において見解は異なっている。そして、批判されているのは政府の政策であり、「福祉国家」の放棄を主張するものは寡聞にして知らない）。それは『「福祉国家」への無邪気な信頼』と揶揄すべきものではなく、国民生活に不可欠な社会保障制度を守るという、研究者たちの誠実で健全な精神を我われは見習うべきである。事情はフランスだけでなく、他の西欧そして北欧諸国でも共通したものではなかろうか。

以上をもっても、今日の社会保障制度および「福祉国家」体制の研究と、新しい様相・性格をもった失業問題—そして失業に起因した現代的貧困についての研究は不可分なのである。そこからは、今日、大量失業社会となったにもかかわらず、社会保障・社会政策を後退・圧縮させるわが国の状況は異様さもわかる。そして、この20年来の西欧「福祉国家」の再編・変容を「変節」と見て、「福祉社会」論を持ち出したり、わが国の異常さをそれと同様に扱い政策を追認・弁護する論は二重の誤りを犯していると考える。

(4) どのように失業（者）と向き合うべきか

わが国の政策動向と研究傾向に疑問をもった筆者は、フランスの「失業との闘い」諸施策の研究に着手した。単に失業対策の諸制度を描写し解説するのではなく、失業者・人間に視座を据え、彼らにとって施策はどのような意味があるのかと問うドマジェールそしてピニョニの研究[Demazière, Pignoni, 1999]がある。彼らの研究は、<失業者は制度や社会の変革主体になりうる>、そして今日の社会経済状況において<主体的な個人そして社会集団となる条件は何か>を問うものである。今日では失業に新たな意味を与えられること（失業体験を「ポジティブな歩み」とできる）、失業者の性格は均質ではないが共通の課題をもつ社会集団になりうること、その客観的な状況を主体的な集団に発展させるベクトルは失業者組織であることが彼らの仮説である。そして、失業者組織を失業者という社会集団の代表者として認可すべきであるという主張も、1997年-98年冬季の「反乱」を通じて検証されたと見るのである³。

³ ドマジェール著の拙訳『失業の社会学』の「帯」に書かれた「失業は権利だ！」について多くの人々が驚かれたようであるが、それは「失業することが権利」との誤解から招かれたようである。「帯」のこの文言は筆者が選択したのではないが、「失業の権利」とは、失業者として社会に居場所をもち、失業体験をポジティブにできる社会グループとなり、集団を代表する組織が認可され、意見表明・集団行動が保障されることを指すのである。

このように、失業を社会保障が対応すべき「リスクの1つ」として単純に片づけるのではなく、また失業者の生活悪化・貧困化を阻む個々の生活保障施策のあり方を超えて、新しい失業と社会がいかに「つきあう」べきか、社会において失業者にどのような位置を与えるべきか、も示している。社会のグローバルな課題である失業の根絶を諦めるのではなく、根絶に向かうプロセスにおいて、今現在のなすべき課題としている。

2. 社会保障の失業対策における位置——無拠出最低限所得のもつ意味——

ドマジエールとピニョニは社会保障の研究者ではないが、失業者への生活保障の意義と社会保障制度の基本、そして社会保障の権利と雇用の権利との関連も示している。

(1) 不安定雇用を拒否できる所得保障を

1997-98年に大行動を起こした失業者諸組織の統一要求の1つである、失業扶助（特別連帯手当：ASS）そして参入最低限所得（RMI）の引き上げ—法定最低賃金：SMICの2分の1から3分の2に引き上げであった。筆者は、1997年暮れに扶助の引き上げを最大要求として失業者が立ち上がったことを知ったとき、非常に驚いた。フランスの労働運動、そして失業者運動も、国庫による最低限所得保障施策（わかりやすく訳では「扶助」としている）には懐疑、否むしろ批判的であり、労使運営の失業保険の要件・条件緩和・支給期間の延長を、そして、社会保障の要求よりも、何よりも企業との解雇闘争や解雇規制の強化策、そして雇用創出策などの雇用の権利が最優先されていると見ていたからである。

実際、失業者組織が最低限所得の引き上げを統一要求にまとめるまでは、紆余曲折があった。ある組織は企業にいるシンパから情報を得て、補充されていない空きポストに失業者を雇用するように実力行使まで行ったようである（この「雇用接收」行動は具体的な成果をもたらすことなく、以後失業者運動では企業をターゲットにはできないことが明らかになったという）。最低限所得を要求に据えることは失業状況に甘んじること、または失業の資本責任を追及するために手当に企業負担を導入すべきという主張、所得保障を完全雇用制が再構築されるまでの長期の補修・代償策と見たり、またはそうしたオルタナティブ策ではなく、所得保障制度において、雇用（賃労働）が廃止される、来るべき社会での「富の再分配」方法（わが国ではベーシックインカムとして紹介されている）を実現させようとする団体もあった（ある）ことがわかる[Demazière, Pignoni, 1999, 5章]。

また、失業者組織の試行錯誤の背景には、労働組合の果敢な解雇闘争、そして厳しい解雇規制策（経営者と労働組合・従業者代表での数度の事前協議、解雇対象者への再就職のための職業教育・特別手当の半年間の支給、社会計画 Plan social による再就職斡旋など）を施行させてきたにもかかわらず、大量失業はくいとめられなかったという事情もある。それは、毎年の学卒者や主婦たちの労働市場への（再）登場によるものであり、失業者の

典型は解雇労働者ではなくなっていた。つまり、解雇規制策のみでは今日の失業には対処できないことが明らかになっていた。さらに1990年代に入ってから失業対策としてのパートタイム奨励策（事業主の社会保険拠出免除策）により、補助雇用などの従来の不安定雇用に加えて「余儀なくさせられたパートタイマー」の急増にみまわれていた [Demazière,1995]。また97年にはワークシェアリングとしての週労働時間35時間制も実行されることとなったが、それが安定雇用(正規雇用)の創出となるか不安定雇用で補充される事態になるのかは、今後の動きにかかっていた(いる)。

こうした状況のなかで、失業者組織は願望よりも理想よりも、現実を出発点として最低限所得の引き上げという統一要求を作り上げたのである。現実とは「失業者集団だけでなく労働者コミュニティにつきまとう経済的貧困・貧困化」であり、貧困化の歯止めとして無拠出最低限所得の役割を(再)確認したのである。同時に、所得の権利は、雇用の確保を諦めた、または労働を忌避するための所得ではなく、雇用の不安定化と低賃金のパートタイム雇用などを拒否できるという雇用の権利と一体のものとなるようになった。そう、失業者の求めるものは雇用ではあるが単に「働く場」ではなく、雇用の権利とは不適切な雇用を拒否する権利でもある。著者たちは、失業者の最低限所得保障の要求を次のようにまとめている。「被用者およびその組織においては、雇用の権利というテーマは専ら労働時間の短縮を意味するものとなっているが、失業者組織では、同時に雇用と所得の権利という問題が生起している。…雇用と切り離された所得ではなく、雇用待機中の所得の保障とされる。すなわち、雇用を待機でき、尊厳ある生活のできる所得、どのような雇用でもアクセスを強要する生活の緊急性に抵抗できる所得なのである。このように、所得の権利要求は、労働の終わりというイデオロギーから提起されたものではなく、賃労働や雇用システムの諸基準(賃金、労働条件、雇用形態、社会保護・社会保障)への批判としての標識である」[ibid.]。わが国でも失業対策のあり方を検討する際に、社会保障か、雇用政策かという二者択一の議論も出てくると思うが、失業対策の土台として社会保障、そして所得を含めた最低限保障策が優先されなければならないことを教えてくれている。失業対策として解雇規制策にのみ関心を集中させる問題点は言わずもがな、である。

さて、最低賃金(SMIC)の3分の2という最低限所得は、非常に低額な要求であることは失業者自身認めている。しかし、SMICと同額を要求することは現役労働者からの反発が必至と見て、それは回避された。ここでも、失業者組織は資本制社会に生きる限り、就労しているものよりも不就労のもの所得が低くなるという原理を認めざるをえない、と現実を直視した。ちなみに、筆者はフランスの社会的ミニマム(国庫による無拠出最低限所得制度)の研究も行っているが、高齢者や障害者の1人あたりの最低限所得がSMICの70%であることを考えると、3分の2比率は妥当であり、しかも稼働能力のある貧困者を、稼働能力のない貧困者よりも劣等視する(貧困を、労働を怠るという個人責任と見る)前世紀的な原理の残滓を払拭するものと評価する。

失業者の「反乱」への政府の回答は一時的な援助・手当、そして高齢失業者への新たな手当の創設でしかなかった。失業者の最低限所得水準の抜本的な引き上げは拒否されたのは、単に財政問題からだけでなく、それが「新しい資本主義の精神」のもとでの雇用のフレキシブル化への対抗原理、そして苦痛に満ちた生活を実感させ労働へのインセンティブを高める策への対抗原理ももつものだからである。

(2) 分厚い生活保障諸施策

フランスでは失業者のミニマム保障は無拋出最低限所得だけではない。実際、ほとんどの都市で公共交通費の免除(フランスでは私鉄・民間路線バスはない)、税の減免、住居からの追い出しを予防する家賃補助・免除などが実行されてきた。また、子どもの教育費や養育費をみると幼稚園から大学まで学費は無償であり、それに手厚い各種の家族手当(児童手当)も支給されている。そして 1999 年 7 月からの新しい医療保障制度(普遍的疾病保障制度:CMU)で、最低限所得しか得ていない失業者は無拋出で疾病保険(保障に格差あるわが国の国民健康保険のような制度ではなく、16 歳以上・個人単位で民間労働者の「一般制度」)に加入し、自己負担も免除されるようになっている[都留,2000b, 頁]。なお、失業扶助(ASS)も RMI もわが国の生活保護とは異なり、預貯金などのミーンズテストはなくインカムテストだけで支給される社会給付であり、身ぐるみ剥がれた後の保障ではないことも付け加えておく⁴

さらに、細々とした雇用諸施策は失業者をさまざまなカテゴリーに分割・分散させ、失業者の連帯の形成を阻害したというが(メニューの多い、きめ細かい諸施策とは、いちがいに評価できないのである)、それぞれの施策の実習生および受給者においては集団が結成され、失業者組織の活動の礎になっていった。求職活動にまい進する失業者という公式カ

⁴ わが国ではミーンズテストをもって扶助カテゴリーの要件の1つとされているが、そうならば、戦後のフランスには扶助は存在しないことになる。わが国の生活保護制度の常識から、現代的な扶助制度の普遍的特質を説明することは本末転倒していると思うが、この点についてはいずれ論じたいと思う。また、わが国の現行の生活保護法では、失業者のセーフティネットにはなりえないと思っていることも付け加える。それは、生活保護法はすべてを失った困窮者への最低限生活の保障でしかなく、生活保護の受給は社会的地位の劣等化を不可避のものとしているからである。生活保護制度をめぐる論議のなかで繰り返し言われる、受給を拒否する人々の「権利意識の低さ」(なんと人々をバカにした「きめつけ」!)が問題ではなく、問題は法そのものにあると思う。法の見直し、具体的には積年の不評を払拭できる新しい名称への変更、現代的貧困をターゲットにすべく所得基準のみ、すなわちインカムテストのみでの認定、年金など関連の社会保険給付などの補足的および代替給付と位置づけ、とくに医師による労働能力の審査をなくし、「雇用なし」の人々には雇用保険を費消した後、または雇用保険の受給資格のない人々やそれが低額の場合には自動的に給付を行うことを明確にすべきである。そうなると、フリーライダーの問題が指摘されるかもしれないが、現在の日本では、いかに無保障状況を打開すべきかが課題であり、他の問題は其の後の課題である。なお、財政問題についていえば、財政の絶対的な不足ではなく、課題は社会保障制度への分配率を高めることが、わが国での課題である。なぜならば、日本の国民所得に占める社会保障給付比率は先進諸国においては最低であり、1996 年で 17.4%にすぎない[唐鎌,2002, pp. 271-273]。他方フランスでは、社会保護(社会保障)支出は粗国内総生産 PIB 比で 1995 年 35.8%、1999 年 35.7%、そして「貧困-社会的排除対策」支出は 1.2%、1.4% (再掲値)を占めるに至っている。しかも以上の数値には、1997 年に PIB 比 3.9%となった失業対策(保険と扶助の失業手当、および雇用対策)は含まれていないのである [L'etat de la France 2001-2002, pp.518]。

テゴリーに支配された「求職者組織」についても、失業者の孤立化を防ぎ、さらには自らの活動の限界・激烈な競争において集団として雇用確保が達成できないことを思い知らされ、客観的に、新しい失業者組織の必要性を喚起していったことも見落とせない。社会保障給付とともに雇用諸施策を受給するなかで、失業とのさまざまな格闘・試行錯誤を経て、失業者組織が力を持ち、最低限所得水準の引き上げという集団的要求を掲げるまでに至ったのである。

(3) 運動に不可欠な生活保障

わが国では大勢の人々が貧困に陥れば、また失業者が増大すれば行動に立ち上がるというような単純な見方がいまだに残っているが、最低限（ミニマム）保障の欠如した底なしの貧困化のなかでは人を絶望に追いやり、人々はバラバラにされ、運動の意欲は決して生まれないことを銘記すべきである⁵。昨今の生活苦による自殺の増大を見れば明らかである。「個人的な抗議または集団的な行動は、貧困または災難に直面しておこる自動的なリアクションではない」[ibid.] と指摘している。また 1930 年代までの失業者運動は貧困がバネになったと書かれているが、立ち上がった失業者は職業組織（労働組合など）に属し、組織から補償を受給している者であり、そして運動は現役労働者に支援されており、身ぐるみはがれた絶望のなかでの運動ではなかったことを見落とすべきでない。政治イデオロギーによって闘う意欲を鼓舞する可能性もあるが、それでは大衆的な運動には発展しないことも、ドマジエールはすでに指摘している[Demazière, 1995, 邦訳 158 頁]。低水準ではあるが最低限所得と最低限保障のさまざまな措置が確固としており、その土台のうえで組織化がすすみ集団行動に発展したこと、そして次の段階として雇用の権利と所得の権利を統一させたミニマム保障の構築をめざしている。

3. 失業と排除 Exclusion および社会的排除 Exclusion sociale

大量失業のなかで、失業を従来概念ではなく、あらたな概念「排除」を用いて分析する状況が生じた。この状況を最も批判している研究のひとつが、ドマジエールたち PRINTEMPS 社会学研究所の研究者たちである。筆者は、排除概念は雇用の不安定化そして失業の問題を起点にして、生活・状況の悪化プロセスを描き、声なき人々が増加させるというフランス社会の土台の状況を指摘しているのではないか。つまり現代資本制社会の一般的傾向を指摘していると見ていた。しかし、ドマジエールたちの失業者研究を見ると現在の排除概念の問題点もわかる。

⁵ わが国の過酷な失業者生活一家族さえも解体させ、直接的に住居喪失の恐れも生じさせている状況は [都留, 1999 ; 2000b] 参照。